

---

**持続可能な水産養殖のための種苗認証**

**Seedlings Council for Sustainable Aquaculture**

**(SCSA 認証)**

**審査報告書 (種苗生産・養殖場)**

---

クライアント名  
有限会社大瀬戸水産

日付：2020年12月29日

認証機関名  
一般社団法人日本農林規格認証アライアンス

## 目次

1. クライアントに関する情報.....	3
2. 審査機関に関する情報.....	3
3. 審査結果要旨 .....	3
4. 全般的な所見.....	4
5. 推奨する今後のプロセス.....	8
6. 付属書.....	8

## 1. クライアントに関する情報

<b>クライアント名</b>	有限会社大瀬戸水産
<b>クライアント ID</b>	養殖業者番号（初回認証申請につき予定番号） J30G-2017
<b>所在地</b>	和歌山県東牟婁郡串本町大島 1596-2
<b>認証範囲</b>	養殖業者
<b>認証魚種</b>	マダイ シマアジ
<b>会社概要</b>	有限会社大瀬戸水産は、和歌山県串本町にある、家族経営の生産者。父の代から養殖をはじめ、現在はマダイ、シマアジ、イサキ、マハタ等を人工種苗で、また一部天然種苗で他の魚種を養殖している。 作業する人員は、家族 4 人と、従業員 1 名。 SCSA 認証の対象として、マダイとシマアジの 2 つの魚種について、養殖業者の認証申請がされた。尚、同時に人工種苗生産技術による水産養殖産品 JAS の申請もされている。

## 2. 審査機関に関する情報

<b>審査機関名称</b>	一般社団法人日本農林規格認証アライアンス
<b>所在地</b>	東京都大田区 2-1-8-1013
<b>審査チーム</b>	
<b>主任審査員</b>	丸山豊
<b>審査日</b>	2020 年 11 月 5 日(木)、6 日(金)、及び 12 月 12 日(土)
<b>審査の種類</b>	初回審査

## 3. 審査結果要旨

<b>審査規格</b>	持続可能な水産養殖のための種苗認証 原則と基準 Ver.2.2
<b>結果</b>	
不合格	<p>養殖業者の認証範囲の審査を実施した。</p> <p>2020 年 11 月 5 日・6 日において指摘した不適合は以下の通り 2.1.2.1 / 2.2.2.4 / 2.4.2 / 2.5.1 / 3.3.1 / 4.2.1 / 6.1.1 / 6.1.3 / 7.1.1 / 7.2.1 e) / 7.3.1 e) / 7.3.2</p> <p>2020 年 12 月 12 日において、上記不適合の改善確認を行い、追加の資料提出の確認も含め、12 月 18 日に上記のすべての不適合指摘は解除された</p>

観察事項	なし 上記不適合改善後の基準適合状態の維持の状況は、次年度年次審査にて確認する。
認証単位	養殖業者
所有の動き	種苗の購入→養殖→成魚販売
CoC への接続点について	種苗の購入…認証を受けた人工種苗生産者から購入 成魚の販売…養殖して成魚の販売 活魚車での納品、又は締め処理後梱包して納品

#### 4. 全般的な所見

全般的な所見	
I. 種苗生産者、養殖業者に対する原則と基準	
1. 種苗	<p>1.2 種苗は、株式会社アーマリン近大(認証番号 BV-KU-OR-0001)から、調達する。 種苗経歴証明書を入手し保管している。 受入時に入荷したロットで管理され、出荷時のロット番号から受け入れた種苗まで遡れる体制がととのっている。これにより、飼育中の魚群と紐づけて生産履歴の開示が可能である。 また、外部から DNA 鑑定が要請された際は、人工種苗生産者への鑑定要請も可能な状態にある。</p>
2. 対象人工種苗飼育管理	<p>2.1 (識別・分別) 受入時に入荷したロットで管理され、出荷時のロット番号から受け入れた種苗まで遡れる体制がととのっている。対象魚種は、すべてアーマリン近大から購入した人工種苗のみであり、他の人工種苗、養殖魚が混じることはない。 また、入荷したロットを混養することもしていない。 出荷時に、出荷伝票に独自のロット番号を記載して出荷している。</p> <p>2.2 (トレーサビリティと数量管理) 養殖尾数の管理は管理ソフト「魚歴」で行っている。人工種苗受領から生け簀ごとに、時系列にそって管理されている。 魚歴の情報をもとに、生け簀ごとの総出荷尾数を算出することができ、これにより、総出荷尾数と受入尾数の間の齟齬を検証することが可能となっている。</p> <p>2.3 (水産用医薬品) 水産試験場に相談し、適切な医薬品を選択し、投与している。「水産用医薬品の使用について」に基づき必要量を算出し、必要分だけを購入して投与する。これらの使用記録が作成されている。</p>

	<p>使用年月日、使用生け簀、使用量等の記録は、魚歴にも入力されている。</p> <p>2.4 (逃亡管理、侵入防止) 生け簀上面に網を張り、逃亡を防止する(鳥対策を兼ねる)。 網を張る前に網の破れなどがないかの確認を行う。 網替えを行う場合は、逃亡が起こらないように作業する。作業の際は、逃亡がなかったことを確認し、記録に残すこととしている。 不明魚については、日常の管理の中で、発生の有無を把握するが、台風などの特別な問題が発生した場合の対応は、手順書が作成されており、これに基づき対応する。</p> <p>2.5 (魚類福祉) 「魚類福祉規程」が策定されている。 魚種ごとの飼養管理について、マダイについては漁場改善計画に基づき 10 kg/m<sup>2</sup>とし、シマアジについては、漁場改善計画に記載がないことから、近大の文献を引用し 10 kg/m<sup>2</sup>で管理する。 この基準に従い、マダイは 1 生け簀あたり 15,000 尾以内、シマアジは魚体が 1 kg になる前に 8,000 尾を目安として飼養することを手順書に明記している。</p>
3. 環境配慮	<p>「環境保全対策計画書」「環境管理規定」が策定されている。 具体的には、地域の水産試験場や漁協の指導に従う。 環境調査については、水産試験場のデータ入手しモニタリングを実施する。 養殖用資材の廃棄は、この認証にあたって産廃処理の委託契約を締結した。 死亡魚の回収は漁協が実施しており、漁協のルールに従い処理している。</p>
4. 飼・餌料	<p>飼料会社 1 社から、配合飼料のみを購入し給餌する。 飼料の入荷伝票、製品名、給餌記録あり。表示票及び品質証明書を手入・保管している。 生餌、生物飼料の使用はなし。 飼料の在庫は、当社の専用の倉庫に、パレットにのせて保管している。在庫管理を適切に行い、すべて使い切りで廃棄は発生しない。 給餌にあたっては、飼料会社から出されている給餌マニュアルを参考に、魚の様子をみながら量を微調整して給餌する。飼料会社のマニュアルに基づくことにより、過剰な給餌とならないことの担保としている。</p>
5. 食品安全	<p>水環境は、水産試験場のデータに基づく。 養殖場は港からの至近距離にあり、港には公衆トイレが設置されており人間の排泄物についても、汚染のリスクはない。 活魚出荷にあたり、活魚車は、作業場所に横付けされ、生簀から活魚水槽に速やかに移送される。</p>

	<p>締め処理後梱包する作業場所は、漁協の施設の一部を借りて行うが、食品安全を損なう物理的なリスク要因はなし。</p>
<p>6. 安全衛生・労務管理</p>	<p>安全衛生管理責任者として、大瀬戸拓社長自らが担当する。</p> <p>「安全衛生管理規程」「労働管理規程」が策定され、安全衛生について大瀬戸拓氏により、指導される免許が必要となる作業（クレーンや船舶の操縦等）は有資格者のみが行うように徹底されている。</p> <p>ライフベストの着用、漁網防汚剤の溶剤の取扱について、2回の訪問審査を通じて、徹底されることが確認できた。→初回訪問時にライフジャケットの未着用が見受けられたがその後改善策と再発防止策を提出された。また2回目の訪問時に着用が徹底されていることを確認した。</p> <p>児童労働に該当する労働はない。家族についても、息子さん2名は成人している。被雇用者について、雇用契約を締結している。給与は契約通りに支払われていることを確認した。</p> <p>差別・ハラスメントの禁止に関して、家族+従業員1名の計5名による業務の中、そのようなことがおこった場合は、社長の大瀬戸拓氏自らが責任をもって対応する仕組みをとることとした。また社長自身に関する場合は、公的相談窓口にご相談することを勉強会で周知した。</p>
<p>7. 社会経済的側面</p>	<p>7.1 (法令順守)</p> <p>養殖業の操業に必要な免許、資格、許可を取得していること、過去に法令違反の経歴がないこと等から法律に基づき適切な操業をしていることを判断することができる。</p> <p>7.2 (認証管理)</p> <p>認証制度管理責任者は、大瀬戸拓氏で、当社の代表であり、左記職務を行うのに適切なポジションである。「生産行程管理責任者」の職務規程が制定されている。</p> <p>7.3 (内部規程)</p> <p>マネジメントのための内部規程が作成されており、要求事項 a)から m)までの項目のうち、養殖業者に求められている内容が網羅されている。</p> <p>e)の地域住民、利害関係者との対話の推進は、個人ではなく漁協や自治体を通じて行う旨規程に記載されている。実際のアクションとしては、漁協の年次報告により、漁協の活動をモニタリングするが、あわせて大瀬戸氏が現在漁協の理事のため、理事会の出席時に、漁協の取り組みを情報収集することとしている。</p> <p>従業員の周知について、この認証を申請するにあたり、1回、関係者全員の勉強会を開催し、7.3のみならず、他の要求事項で求められている教育訓練の場として実施された。</p>

	<p>7.4 (担当者)</p> <p>認証制度管理担当者は、家族全員で、皆、養殖の管理に関する経験があり知識を有している。責任者は上記のとおり社長の大瀬戸拓氏</p> <p>7.5 (認証モニタリング)</p> <p>認証モニタリングの組織について、家族のなかで役割分担をし、大瀬戸拓氏が認証制度管理責任者とする一方、モニタリング責任者は妻の大瀬戸佳代子氏が担当する。</p> <p>認証モニタリングに関する規程が、作成されており、要求事項 a)から j)の必要な記載項目が網羅されている。</p> <p>まだ認証を取得する前であり、規程に基づく実施はされていないが、当事業者は生産情報公表養殖魚 JAS の認証事業者であり、JAS で求められる格付業務の経験もあり、内容については理解されており、認証後適切な業務が実施可能と判断する。</p>
--	---

その他.	
<p>1. COC 基準 1.3 のモニタリングについて、毎日の作業記録(野帳)を大瀬戸拓氏が記載しているが、この野帳が適切に記載され、また魚歴に入力されているかを確認する担当として大瀬戸佳代子氏が、毎日野帳に押印することで、この項のモニタリング業務とみなされる。</p> <p>以上、有限会社大瀬戸水産の SCSA 認証を推薦する。</p>	

## 5. レビュー及び認証決定プロセス

審査レポートの確認と認証決定	
クライアントレビュー	2020年12月21日
ピアレビュー	2020年12月26日 (水研機構資源研究所 大熊一正氏)
パブリックコメント	2021/1/22~2021/1/28 終了 (問い合わせ0件)
認証決定	2021/2/22
認証有効期限	2025/2/21

## 6. 推奨する今後のプロセス

推奨する今後のプロセス	
初回審査	2020年11月5日(木)、6日(金)、12月12日(土) 実施
第一回年次審査	2021年11月
第二回年次審査	2022年11月
第三回年次審査	2023年11月
第四回年次審査	2024年11月
再認証審査	2025年11月

## 7. 付属書

付属書
付属書1：原則と基準チェックリスト (チェック結果)

## 8. クライアントレビューフィードバック

有限会社大瀬戸水産フィードバック
特に意見なし